

## 23 指定病院等の不在者投票の外部立会人等に関する調

| 市町名       | 外部立会人名簿の<br>名簿登載者数 | 指定病院等の数   |           |                   |           |            | 外部立会人を採用した指定病院等の数 |           |                   |          |           | 外部立会人を採用せず<br>市町選管職員等の派遣<br>による確認を行った指定<br>病院等の数 |
|-----------|--------------------|-----------|-----------|-------------------|-----------|------------|-------------------|-----------|-------------------|----------|-----------|--|
|           |                    | 病院        | 老人<br>ホーム | 身体障<br>害者支<br>援施設 | その他       | 計          | 病院                | 老人<br>ホーム | 身体障<br>害者支<br>援施設 | その他      | 計         |  |
| 福井市       | 15                 | 21        | 25        | 1                 |           | 47         | 2                 | 2         | 1                 |          | 5         |  |
| 敦賀市       | 14                 | 5         | 6         |                   | 2         | 13         | 1                 |           |                   |          | 1         |  |
| 小浜市       | 8                  | 2         | 4         | 1                 | 1         | 8          |                   |           |                   |          | 0         |  |
| 大野市       | 9                  | 2         | 4         |                   | 1         | 7          |                   | 1         |                   |          | 1         |  |
| 勝山市       | 5                  | 2         | 2         | 2                 | 3         | 9          |                   | 1         | 2                 | 1        | 4         |  |
| 鯖江市       | 9                  | 6         | 4         | 2                 | 3         | 15         |                   |           | 2                 |          | 2         |  |
| あわら市      | 20                 | 3         | 7         | 1                 |           | 11         |                   | 1         |                   |          | 1         |  |
| 越前市       | 12                 | 5         | 10        | 1                 |           | 16         |                   | 1         | 1                 |          | 2         |  |
| 坂井市       | 24                 | 4         | 9         |                   |           | 13         |                   |           |                   |          | 0         |  |
| <b>市計</b> | <b>116</b>         | <b>50</b> | <b>71</b> | <b>8</b>          | <b>10</b> | <b>139</b> | <b>3</b>          | <b>6</b>  | <b>6</b>          | <b>1</b> | <b>16</b> | <b>0</b>   |
| 永平寺町      | 6                  | 1         | 3         |                   |           | 4          |                   |           |                   |          | 0         |  |
| 池田町       |                    |           |           |                   |           | 0          |                   |           |                   |          | 0         |  |
| 南越前町      | 4                  |           | 1         |                   |           | 1          |                   |           |                   |          | 0         | 1  |
| 越前町       | 11                 | 1         | 6         | 2                 | 1         | 10         | 1                 | 3         | 2                 | 1        | 7         |  |
| 美浜町       | 11                 |           | 1         |                   |           | 1          |                   |           |                   |          | 0         |  |
| 高浜町       | 18                 | 1         | 2         |                   |           | 3          |                   |           |                   |          | 0         |  |
| おおい町      | 11                 |           | 1         |                   | 1         | 2          |                   |           |                   |          | 0         |  |
| 若狭町       | 23                 | 3         | 2         |                   |           | 5          | 1                 |           |                   |          | 1         |  |
| <b>町計</b> | <b>84</b>          | <b>6</b>  | <b>16</b> | <b>2</b>          | <b>2</b>  | <b>26</b>  | <b>2</b>          | <b>3</b>  | <b>2</b>          | <b>1</b> | <b>8</b>  | <b>1</b>   |
| <b>県計</b> | <b>200</b>         | <b>56</b> | <b>87</b> | <b>10</b>         | <b>12</b> | <b>165</b> | <b>5</b>          | <b>9</b>  | <b>8</b>          | <b>2</b> | <b>24</b> | <b>1</b>   |

## 24 臨時啓発事業実績

### 1 重点事項

#### 【若い有権者に対する啓発】

最近の国政選挙、統一地方選挙において、若い世代の投票率が低いことから、インターネット選挙運動解禁に合わせ、インターネット世代である若い有権者に重点を置いた啓発活動を実施する。

### 2 明るい選挙推進啓発標語

「投票は 政治に参加の 第一歩」(平成24年度金賞)

### 3 実施内容

| 事業項目                                    | 内 容   | 実施期間                 | 実施場所       |
|---|---|----------------------|------------|
| 1 街頭等における啓発                             |   |                      |            |
| (1) 一日選挙管理委員による啓発                       | ・「一日選挙管理委員」が候補者に対して明るい選挙の実践を要望  | 7月5日(金)              | 全県下        |
| (2) 県内のショッピングセンターにおける啓発の実施              | ・県内2つ(嶺北1、嶺南1)のショッピングセンターにおいて、選管委員、明推協委員、CEPT等が参加し、投票を呼びかけ(啓発物を配布)        | 7月13日(土)             | 福井市<br>敦賀市 |
| (3) 期日前投票の周知                            | ・期日前投票立会人の委嘱  | 7月7日(日)              | 坂井市        |
| (4) 大学サークルの協力による啓発                      | ・仁愛女子短大書道サークルの協力により書道パフォーマンスを実施   | 7月8日(月)              | 福井市        |
| 2 報道機関等を利用による啓発                         |   |                      |            |
| (1) テレビスポット放送<br>ラジオスポット放送<br>映画館スポット広告 | ・CEPTなどが出演するスポットCMを制作し、テレビ(FBC、ftb)やラジオ(FBCラジオ、FM福井等)でスポット放送、映画館でスポットCM上映 | 7月4日(木)<br>～7月21日(日) | 全県下        |
| (2) 新聞への広告掲載                            | ・地元紙に広告を掲載  | 7月21日(日)             | 〃          |
| (3) 県広報媒体による啓発                          | ・県のテレビ、ラジオなどの広報番組や県からのお知らせ等、新聞各紙での広報                                      | 7月4日(木)<br>～7月21日(日) | 〃          |
| (4) 報道機関への啓発協力依頼                        | ・NHK、民放、CATVへの啓発協力依頼  | 〃                    | 〃          |
| (5) フリーペーパーへの広告掲載                       | ・フリーペーパーに広告を掲載  | 7月17日(水)             | 〃          |

| 事業項目   | 内 容  | 実施期間  | 実施場所   |
|--|--|---|--|
| 3 啓発資材の配布、掲示による啓発<br>(1) 公共施設等掲示用ポスターの掲示<br>(2) 電車、バス車内吊り用ポスターの掲示<br>(3) 啓発物の配布<br>(4) コンビニエンスストアレジ画面広告<br>(5) 公営競技場における館内放送および電光掲示板による啓発<br>(6) 大学キャンパスでの啓発 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共機関、幼稚園、保育園、量販店、銀行、コンビニ、鉄道の駅構内等に掲示</li> <li>・ 鉄道、バスの車内に掲示</li> <li>・ 投票日等を記載した啓発物を街頭啓発時に配布するとともに、若者が集まる施設等へも配布</li> <li>・ コンビニエンスストアレジ画面広告を全国的に連携実施<br/>(ローソン、ファミリーマート)</li> <li>・ 福井競輪、三国競艇におけるレース期間中を利用</li> <li>・ 学生にインターネットを使った選挙運動を周知し、投票を呼びかけ</li> </ul> | 7月4日(木)<br>~ 7月21日(日)<br>〃<br>7月8日(月)<br>~ 7月21日(日)<br>7月9日(火)<br>~ 7月21日(日)<br>〃<br>7月9日(火)<br>~7月12日(金) | 全県下<br>〃<br>〃<br>〃<br>福井競輪<br>三国競艇<br>仁愛大学<br>福井工業大学<br>福井大学<br>福井県立大学 |
| 4 広報車等による啓発<br>(1) 啓発用テープ等の作成、配布<br>(2) すまいるバス車内CM<br>(3) タクシー等へのステッカー掲示   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報車による巡回啓発を実施<br/>各市町選挙管理委員会に巡回啓発を依頼</li> <li>・ すまいるバスにおける映像、車内CMによる啓発</li> <li>・ タクシー、自動車学校教習車、県公用車にステッカーを掲示</li> </ul>  | 7月4日(木)<br>~ 7月21日(日)<br>〃<br>〃   | 全県下<br>〃<br>〃  |
| 5 懸垂幕の掲出等<br>(1) 懸垂幕の掲出<br>(2) 吊り看板<br>(3) 電光ボードの活用  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 若者が作成した投票呼びかけ懸垂幕を設置〔アオッサ〕</li> <li>・ JR福井駅改札上に吊り看板を設置</li> <li>・ JR福井駅西口の電光ボードの活用</li> </ul>  | 7月6日(土)<br>~ 7月21日(日)<br>7月4日(木)<br>~ 7月21日(日)<br>〃   | 福井市<br>〃<br>〃  |

| 事業項目                                   | 内 容   | 実施期間  | 実施場所   |
|--|---|---|--|
| 6 インターネットによる啓発<br>(1)YouTube、ホームページの活用 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネット選挙運動啓発動画コンテスト（総務省主催）にCEPTが動画を作成し、応募</li> <li>・YouTubeでCEPTのネット選挙運動啓発動画を公開（県のホームページにもリンク）</li> <li>・テレビスポットCMを県のHP・YouTubeで公開</li> <li>・県のメールマガジンを利用した選挙啓発</li> <li>・企業のHPへの選挙のバナーの掲示および県HPへのリンクを依頼</li> <li>・県内在住者がインターネット（Yahoo! JAPAN）へアクセスした際、画面に選挙広告を掲示</li> </ul> | 国一次審査発表<br>6月26日（水）<br><br>6月27日（木）<br>～7月21日（日）<br><br>7月4日（木）<br>～7月21日（日）<br><br>7月12日（金）<br><br>〃<br><br>7月5日（木）<br>～7月20日（日） | 全県下<br><br>〃<br><br>〃<br><br>〃<br><br>〃<br><br>〃 |
| (2)フェイスブック等の活用                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・CEPTなどに随時、啓発活動情報を発信し、その情報をフェイスブック、ツイッター等で、知人等へ周知</li> </ul>   | 7月4日（木）<br>～7月21日（日）  | 〃  |
| 7 その他<br>(1)民間への協力依頼                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・量販店、各種団体等に啓発協力を依頼（啓発放送、買物レシートへの広告掲載等）</li> </ul>  | 7月4日（木）<br>～7月20日（土）  | 全県下  |
| (2)啓発標語の活用                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年度明るい選挙啓発標語金賞作品<br/>「投票は 政治に参加の 第一歩」</li> </ul>   | 〃   | 〃  |
| (3)啓発ソングの活用                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発ソング「正義のヒーロー」のCDを活用</li> </ul>   | 〃   | 〃  |
| (4)庁内放送による啓発                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内放送による投票参加の周知</li> </ul>   | 7月5日（金）<br>7月12日（金）<br>7月19日（金）   | 県庁   |

## 25 福井県選挙管理委員会委員長談話

### (1) 公示日に当たっての福井県選挙管理委員会委員長談話

本日、参議院議員通常選挙の投票日を7月21日とする旨の公示がなされました。

申すまでもなく、選挙は民主主義の基本であり、国民が主権者として政治に参加する最も重要な機会です。

今回の選挙は、依然として厳しい社会経済情勢の中において、私達の暮らしやわが国の今後の進路を決定する上で、極めて重要な意義を持っています。

そのような中、インターネットによる選挙運動が今回から可能となり、有権者がネットを通じて候補者や政党に関する情報を収集できるようになったことは、特に若い世代が政治を身近に感じる契機になると考えております。

有権者の皆様におかれましては、自分達の代表者を選ぶ重要な選挙であることを十分認識されて、候補者の人柄や政党の政策を見極め、自らの自由な意思と判断によって日本の将来を託するにふさわしい候補者および政党に貴重な一票を投じられるよう切望します。

また、投票日当日に、旅行などで投票できない方は、期日前投票ができますので、こうした制度を十分活用し、大切な一票を棄権することなく行使されることを期待します。

なお、候補者および選挙運動にたずさわる方々におかれましては、ルールを守ったきれいな選挙を展開され、有権者の信頼と期待に応えられるよう願います。

さらに、各市町選挙管理委員会におかれましては、選挙の管理執行に当たっては、厳正かつ公平を旨として万全の体制で臨んでいただくとともに、明るい選挙の推進と投票総参加への呼びかけに御尽力をいただきますようお願いいたします。

平成25年7月4日

福井県選挙管理委員会  
委員長 北川 稔

### (2) 投票日に当たっての福井県選挙管理委員会委員長談話

本日は、第23回参議院議員通常選挙の投票日です。

今回の選挙は、依然として厳しい社会経済情勢の中において、私達の暮らしや今後の国政のあり方を方向づける上で極めて重要な意義を持っています。

福井県選挙管理委員会は、この選挙の意義を深く認識し、県明るい選挙推進協議会や市町と一体となって、「投票は 政治に参加の 第一歩」をスローガンに、投票への総参加ときれいな選挙の推進を目指して各種啓発活動を実施してきました。

特に、インターネット選挙運動の解禁により有権者がウェブサイトを通して、候補者や政党等、選挙に関する情報を収集できるようになったことから、福井県明るい選挙推進青年活動隊CEPTが作成したインターネット選挙運動啓発動画や仁愛女子短期大学書道部による選挙啓発書道パフォーマンスなどを、YouTubeやホームページに掲載するなど、従来にも増して、インターネットを活用した啓発活動を行い、投票参加を積極的に呼びかけました。

申すまでもなく、選挙は民主主義の基盤を成すものであり、国民が主権者として政治に参加する最も重要な機会です。

有権者の皆様におかれては、選挙の大切さを十分認識されて、一人でも多く投票に参加していただくとともに、良識に従い、自らの自由な意思と判断によって日本の将来を託するにふさわしい候補者および政党等に、あなたの大切な一票を投じられるよう心から期待します。

また、本日の投開票事務に従事される各市町選挙管理委員会の皆様におかれては、厳正かつ公平を旨として、細心の注意を払ってその管理執行に当たられるようお願いいたします。

平成25年7月21日

福井県選挙管理委員会  
委員長 北川 稔